宮代町訓令第１８号

特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年９月３０日

宮代町長　新　井　康　之

特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間に関する規程（平成２年宮代町訓令第５号）の一部を次のように改正する。

別表中「午前７時」を「午前６時４５分」に改める。

附　則

この訓令は、令和８年１０月１日から施行する。